

静岡県交通基盤部長
静岡県経済産業部長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
工事及び業務の対応について（通知）

1 工事等の一時中止措置等

本県は今のところ緊急事態措置を実施すべき対象地域となっていないが、受注者から工事等の一時中止等の希望の申出がある場合には、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況（テレワークや時差出勤の状況等）、従業員の状況（従業員の健康状態、臨時休校に伴う育児の必要性等）、緊急事態措置を実施すべき区域（今後、追加される区域を含む。）に係る地方公共団体からの活動自粛要請等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約約款に基づき、工事等の一時中止や設計図書等の変更を行う。

なお、一時中止措置等を行った場合においては、契約約款に基づき、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応する。

2 工事等における感染拡大防止対策の徹底

受注者における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の実施状況を発注者が適宜確認するなど、受発注者双方において、感染拡大防止対策が適切に実施されるよう取り組むこととする。

この際、密閉・密集・密接の3つの密の発生が極力回避されるよう対応することとする。

3 入札等の手続について

(1) 工事等の実績の取扱いについて

発注時に入札条件として、事業者又は技術者について同種工事等の実績を求める場合又は評価対象とする場合においては、新型コロナ感染症の感染拡大防止措置の実施のため工事等の一時中止措置等を実施したことにより完成しない工事等については、延長前の工期又は履行期限を既に経過しているものに限り、当該同種工事等の実績として認めて差し支えないものとする。その場合、入札公告に明記するものとする。

(2) 総合評価落札方式における手持ち業務の取扱いについて

新型コロナ感染症の感染拡大防止措置の実施のため、業務の一時中止措置等を実施したことにより完了が令和元年度から令和2年度となった業務にあつては、令和2年度における入札公告においては手持ち業務とみなさない。

4 ヒアリングの省略について

工事等の入札等の手続に当たって、ヒアリングの実施を予定している場合、必要性を再検討し、可能な限り省略すること。

なお、ヒアリングの実施が真に必要と認められる場合には、以下の対応を取るものとする。

- (1) 本人確認を確実に実施し、ヒアリング内容を録音しない等の配慮をした上で、可能な限り、電話など対面によらない実施方法を検討する。

- (2) やむを得ず対面でのヒアリング実施が必要となった場合には、あらかじめ相手方に必要最小限の人数で実施するよう要請するとともに、風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境での実施を避け、マスクの着用を推奨する等、感染予防の対策を徹底するとともに、出席者全員の氏名を確実に記録する。

担 当 交通基盤部建設業課指導契約班
電話番号 054-221-3059